

法第 329 条第 1 項では、納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならないとされているところ、本件処分に係る督促状については、既に発送されている。

(2) 滞納処分について

法第 331 条第 1 項では、市町村民税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされているところ、本件処分は、督促状発送の日から起算して 10 日を経過した平成 24 年 11 月 30 日までにその督促に係る市町村民税が完納されていないことから、平成 28 年 6 月 20 日に行われたものである。

以上のように、本件処分は、法令の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない。

2 最終催告書について

請求人は、最終催告書は現住所に送付されるべきであり、請求人に送達されず、市県民税が納付されなかったのは処分庁の誤りが原因であることから、本件処分を取り消すよう主張する。

差押え処分着手前の催告については、国税徴収法基本通達第 47 条関係 18 において、督促状を発した後 6 月以上を経て差押えをする場合にはあらかじめ催告をするものと定められているところである。しかしながら、当該定めは同基本通達独自の定めであり、督促状を発した後 6 月以上を経て差押えをする場合にあらかじめ催告をすべきことを定めた法令の規定はなく、また、催告を差押えの要件とすることを定めた法令の規定もないことから、最終催告書が請求人に送達しなかった事実をもって処分の取消しに該当するものではなく、請求人の主張に理由はない。

3 請求人のその余の主張

請求人のその余の主張については、当職の所掌権限に属する事項ではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

- 1 当審査会は、平成 28 年 8 月 23 日、諮問書及び審理員意見書等の写しの提出を受け、その内容を確認した。
- 2 当審査会は、平成 28 年 9 月 30 日に会議を開催し、本件審査請求を審議した。
- 3 当審査会は、平成 28 年 10 月 20 日に会議を開催し、本件審査請求を審議した。

なお、審査請求人及び審査庁に対し行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 76 条の規定に基づき主張書面又は資料の提出ができる旨を通知したが、同日の期限までに審査庁から資料の提出があったものの、審査請求人からは主張書面又は資料の提出はなかった。また、行政不服審査法第 81 条第 3 項で準用する法第 75 条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てもなかった。

第 5 審査会の判断の理由

すでに本件処分によって差し押さえられた普通預金債権の取り立ては完了し、配当も終了していることから滞納処分手続きは終了し、その一部をなす本件処分の効力も目的を達して消滅したと考えられる。また、差押処分を受けた記録は、滞納がある場合と異なり、何らかの法的不利益に連動するような法令の定めも、三田市におけるそのような事実上の運用も存在しない。以上のことから、審査請求人に効力消滅後の債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないと解される。なお、本件差押処分が違法であるため審査請求人が財産的損害を被ったり法律上の原因なく損失を受けた場合は、本件差押処分の取消し等を経ることなく、国家賠償請求あるいは不当利得返還請求の方法によって、当該損害ないし損失の回復を図ることが可能であると解されるため、本件差押処分の取消請求に係る不服申立ての利益を否定したとしても、審査請求人の権利利益を回復することは可能であるといえる。

従って本件処分に対する審査請求は却下すべきである。

なお、審査請求人は、差押えにより生じた、審査請求人に係る金融機関の信用情報に関する記載及び公的文書等における同様の記載についての削除を求めているが、これら記載はいずれも処分ではないことから不服審査の対象とはならない。

その上で、事案の性質に鑑み、本審査会としての意見を付記する。

一般的に最終催告書は、督促状等の法第 20 条の規定する「送達する賦課徴収に関する書類」とは異なり、法に定められたものではなく、法第 20 条の 2 に規定する公示送達をすべき書類ではないことから、不送達が直ちに差押処分の違法を導くものではない。また、そもそも納税者は、納期限内に納付すべき義務を負っている。

しかし、本件においては、第 1 に、本件処分を行おうとする時点で、処分庁は既に審査請求人が三田市内に住所を移していることを知っていたと認められる。よって、最終催告書を本件処分前に審査請求人に送達させることは可能であった。

第 2 に、処分庁は、本件処分を実行すると審査請求人の契約している銀行が実施するローンが解約されることを当該銀行からの情報として知り得たと認められる。そのため処分庁は、本件処分を実行する時点において、本件処分がその直接の法的効果以外に、審査請求人の生活に大きい影響をもたらすことを具体的に予測できた。

第 3 に、本件において、処分庁は審査請求人の希望により 3 回に分けて納付すること

を認め、そのうち 2 回の納付は実行されていた。また、審査請求人の預金残高は滞納額を明らかに上回っていたことを認識していた。これらの点からして、最終催告書が審査請求人に送達されていれば、任意による納付が期待できたと認められるし、処分庁は本件処分の時点においてそのことを知ることができた。

上記事情が本件には存在すること、そして本件処分が審査請求人に重大な不利益を引き起こすことを考慮すれば、本件処分は、考慮すべき事項を考慮することを怠ったものであり、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして、違法と評価すべきである。

これを踏まえ、本審査会は処分庁に対し下記 2 点を要望する。

- ① 最終催告書は、法的に要求されているものではなく、納税者に対しての配慮として実施しているものであるが、特に滞納者が支払う意思を表明している場合には、督促から相当の時間の経過の後に最終催告書が送付されることが多く、その間の住所の変更などによって、不送達となることも少なくないと考えられる。したがって、今後も同様の事態が多数発生することが予想され、その都度、差押え処分が実行されれば、銀行が実施する銀行ローンを受けられない若しくは解約されるなどの事態となり、配慮を欠く結果につながる。前述のように、最終催告書の不送達は直ちに差押処分の違法を導くものではないが、今後はより確実に送達できるような手段を講ずることを求める。
- ② 今回の審査請求人は公的文書等における請求者の信用情報に関する記載の削除を求めている。前述のように、これら記載は処分では無いため不服審査の対象にはならないが、本件の事案に鑑みると、「本件差押処分は、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして、違法と評価すべきである」という答申があった」旨を公文書である「経過詳細一覧(滞納記録)」に追加して記載することを求める。

【審議の経過】

諮問の受理	平成 28 年 8 月 23 日
主張書面及び資料の受理	審査庁：平成 28 年 9 月 20 日 審査請求人：提出なし
第 1 回三田市行政不服審査会	平成 28 年 9 月 30 日
第 2 回三田市行政不服審査会	平成 28 年 10 月 20 日
答申年月日	平成 28 年 11 月 7 日

【答申を行った名称及び委員の氏名】

三田市行政不服審査会 委員（会長） 角松生史、委員 武本夕香子、委員 阪田健夫